

## ■総括表

市町の人口、面積、産業構造、決算状況、健全化判断比率等が記載されています。

### (1)普通会計の状況

歳入・歳出の状況、地方税の状況、国民健康保険事業会計の状況等が記載されています。

### (2)各会計、関係団体の財政状況及び健全化判断比率

○各会計、関係団体の財政状況及び健全化判断比率の項目について

平成21年度決算まで作成していた「財政状況一覧表」及び「健全化判断比率・資金不足比率カード」を統合・再構成したものです。

表示単位未満を四捨五入しているため、差引や合計が一致しない場合があります。

#### ●一般会計等の財政状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営企業会計以外の会計（一般会計等）の財政状況について、その決算数値に基づいて記載しています。

なお、計欄は、該当する各会計の単純合計ではなく、一般会計等の相互間で重複する額を控除した純計となっています。

#### ●公営企業会計等の財政状況

公営企業会計を含む公営事業会計の財政状況について、その決算数値に基づいて記載しています。

#### ●関係する一部事務組合等の財政状況

当該地方公共団体が加入する組合（地方開発事業団を含む。）の財政状況について記載しています。

#### ●地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

当該地方公共団体が出資する会社法法人、社団・財団法人、地方三公社（道路公社、住宅供給公社及び土地開発公社）及び地方独立行政法人のうち、次のいずれかの条件を満たす法人について、記載しています。

- ①当該団体が、単独で（迂回出資分も含め）25%以上出資している法人
- ②当該団体が、財政支援（補助金、貸付金、債務保証、損失補償）を行っている法人

#### ●公債費負担の状況（実質公債費比率）

一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する割合について、3カ年分を記載しています。

#### ●将来負担の状況（将来負担比率）

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模に対する割合です。

※実質公債費比率及び将来負担比率の計算式については、(3)市町村財政比較分析表(普通会計決算)を参照してください。

### (3) 市町村財政比較分析表（普通会計決算）

#### ○財政分析指標の項目について

※各数値は平成29年度地方財政状況調査（普通会計決算統計）によるものです。  
(ラスパイレス指数を除く。)

#### ●財政力指数

##### 【計算式】

$$\left( \frac{\text{前々年度の基準財政収入額}}{\text{前々年度の基準財政需要額}} + \frac{\text{前年度の基準財政収入額}}{\text{前年度の基準財政需要額}} + \frac{\text{当年度の基準財政収入額}}{\text{当年度の基準財政需要額}} \right) \div 3$$

#### ●経常收支比率

##### 【計算式】

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源等の額}} \times 100 \text{ (%)}$$

#### ●将来負担比率

##### 【計算式】

$$\frac{A - (B + C + D)}{E - F} \times 100 \text{ (%)}$$

A : 将来負担額

- ①一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑧設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑨連結実質赤字額
- ⑩組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

B : 充當可能基金額

- ①から⑧までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

C : 特定財源見込額

D : 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E : 標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）

F : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

#### ●実質公債費比率

##### 【計算式】

$$\frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100 \text{ (%)}$$

※上記の算式による3年度間の平均

A : 地方債の元利償還金（繰上償還金を除く。）

B : 地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

- ①満期一括償還地方債に係る年度割元利償還金相当額
- ②公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰出金
- ③一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの  
(PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給等)

- ⑤一時借入金利子

C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられた特定財源

D : 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入された額、及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E : 標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）

## (4) 市町村経常経費分析表（普通会計決算）

### ○各指標値について

※各数値は平成29年度地方財政状況調査（普通会計決算統計）によるものです。  
(ラスパイレス指数を除く。)

### ●人件費分析

性質別分類上の人件費だけでなく、物件費に含まれる臨時職員の賃金や、補助費等に含まれる公営企業（法適）等に対する繰出金のうち人件費相当分など、人件費に準ずる費用も含めたトータルの実質的な人件費のベースで比較・分析を行うこととします。

### ●公債費分析

公債費分析については、実質公債費比率の考え方従い、性質別分類上の公債費に加え、公債費に準ずる経費も含めたベースで比較・分析を行うこととします。

### ●普通建設事業費分析

具体的には、単独事業費分の内訳を含め、人口一人当たりの決算額について、過去5年間の時系列で類似団体の数値と比較を行うこととします。

## (5) 実質収支比率等に係る経年分析

標準財政規模に対する財政調整基金残高及び実質収支に係る数値の推移を記載しています。

## (6) 連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率をいい、本表では、各会計の赤字・黒字の推移を記載しています。

## (7) 実質公債費比率（分子）の構造

実質公債費比率の算定式の分子となる元利償還金・準元利償還金（元利償還金等）及び基準財政需要額に算入される公債費等を構成する各項目の推移を記載しています。

## (8) 将来負担比率（分子）の構造

将来負担比率の算定式の分子となる将来負担額及び充当可能財源の推移を記載しています。

## (9) 基金残高（東日本大震災分を含む）に係る経年分析

財政調整基金、減債基金、特定目的基金の残高、増減理由及び今後の方針を記載しています。